

答 申

1 審査会の結論

埼玉県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和4年11月24日付けで行った公文書部分開示決定のうち、研修課題として小中学校人事課に提出された令和4年度校長2年次人事評価研修シート及び令和4年度教頭2年次人事評価研修シート（以下「本件対象文書」という。）に記載された、受講者の印象に残った点やその理由、架空の教員に対する受講者自身の仮定の指導・助言の案を記した部分（本件対象文書のうち、「所属所（学校）名」、「職員番号」、「氏名」の各欄以外の欄。以下「受講者の感想、意見等」という。）について、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第10条第1号及び同条第5号柱書きに該当することを理由に不開示としたことは妥当ではなく、改めて条例第11条第2項により開示すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年11月9日付けで、条例第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「令和4年度校長及び教頭2年次人事評価研修・研修シートの研修課題として小中学校人事課に提出された文書一切。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、本件対象文書を特定し、令和4年11月24日付けで、公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、令和5年3月2日付けで、本件処分のうち、受講者の感想、意見等を不開示とした部分に係る決定を取り消し、開示することを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年8月4日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和5年10月19日に実施機関の職員から意見聴取を行い、資料の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和5年11月14日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。
- (7) 当審査会は、令和5年11月30日に審査請求人から意見書及び資料の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分のうち、受講者の感想、意見等を不開示とした部分に係る決定の取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

本件処分は、その理由を「条例第10条第1号及び第5号柱書きに該当するため。」とするが、本件対象文書は人事評価研修の受講者が作成したものであり、人事評価者(管理職員)の職及び職務遂行に係る部分である。人事評価研修で作成した研修シートの内容や知り得た知識・技能は現在、所属職員を評価するために活用していることから、当該文書は個人に関する情報ではない。

さらに、処分庁は条例第10条第5号柱書きに該当する理由として受講者の率直な意見や感想が個人に関する情報であることを根拠に主張している。しかし、受講者の率直な意見や感想は個人に関する情報ではないことから、評価者の心構えについて、研修を通して十分自覚、認識させることができれば、評価シートの内容を公にしても受講者個人の判断や理由などが書けなくなるということはなく、当該研修の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはない。

(3) 反論書の趣旨

処分庁の弁明書は、本件処分の部分開示の理由を「個人の内心の発露であることから個人に関する情報である」としている。しかし、校長・教頭の職にある者が人事評価制度をより理解し、適正な評価ができるようにするために、県教委は評価者研修を実施し、校長・教頭を受講させ、評価者としての資質向上をさせる。研修への参加は管理職の職務である。

本件対象文書に記載された内容は素直な意見や感想であったとしても受講者の思想や信条、宗教などからの発露ではなく、自らの職、職務からの発露であり、条例第10条第1号のただし書に該当することから公開が必然である。

(4) 意見書の趣旨

県・市町村教委が実施する人事評価研修を通して「県全体で同じ基準に基づいて、評価者が所属職員を公平・公正で納得性のある評価が行えるよう」にさせるのは県・市町村教委の役目で責務である。

個人が特定されてしまう恐れがあるというならば「学校名・氏名」を伏せ、さらにその市町村が特定されないよう「南部・北部・西部・東部」の地区別に開示する方法もある。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

本件対象文書のうち、審査請求人が不開示とした決定の取消しを求める部分は、人事評価研修において受講者が視聴した模擬面談について、印象に残った点やその理由、架空の教員に対する受講者自身の仮定の指導・助言の案を記した部分である。それが印象や仮定の案である限りは受講者個人の率直な意見や感想であり、個人の内心の発露であることから条例第10条第1号に該当する。

なお、当該研修は公費で実施されており、受講者は職務の一環として受講したものはあるものの、不開示部分は受講者個人の率直な意見や感想であり、校長、あるいは教頭として担任する職務の遂行の内容にはあたらないため、同条第1号ただし書には該当しない。

また、受講者個人の率直な意見や感想が開示されることとなれば、受講者は批判等をおそれて無難な、批判等を受けることが無い範囲での意見や感想のみを述べることとなるおそれがある。研修の実施者が求めるのは、あくまで受講者の率直な意見や感想であり、それは当該研修の効果を測り、今後実施する同様の研修の企画に活用するためであって、当該部分が開示されることにより受講者がそれらの率直な意見や感想を書かなくなることは、当該研修事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号柱書きに該当する。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方について

この条例は、県民の知る権利を保障するため、「県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」こと及び「県民の県政参加を一層進め、もって地方自治の本旨に即した公正で透明な開かれた県政の推進に寄与する」ことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念の下に解釈され、運用されなければならない。当審査会は、この原則開示の理念に立って条例を解釈し、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、任用されて2年目の校長及び教頭を対象として実施された人事評価研修の際に受講者が作成した研修シートである。

当該研修では、事前に録画された模擬面談を受講者がオンラインで視聴し、用意された研修シートに印象に残った点やその理由、今後の指導・助言案について記入した後、演習解説が行われた。当該研修シートは、研修終了後1週間以内に受講者の所属する市町村教育委員会の事務局に提出され、その後取りまとめて県教育委員会の事務局に提出されたものである。

(3) 本件処分について

実施機関は、本件対象文書の一部を条例第10条第1号及び第5号柱書きに該当することから不開示とする本件処分を行った。

これに対し審査請求人は、本件処分のうち、受講者の感想、意見等を不開示としたことを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求を行ったものであることから、当審査会では、不開示とした理由の妥当性について、以下検討する。

(4) 不開示とした理由の妥当性について

ア 本件不開示情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（・・・略・・・）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。また、同号ただし書イ「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報は不開示情報から除くものとしている。

本件対象文書のうち、受講者の感想、意見等について、実施機関は、それが印象や仮定の案である限りは受講者個人の率直な意見や感想であり、個人の内心の発露であることから条例第10条第1号に該当するとして不開示としたと主張する。

しかしながら、当該研修は校長及び教頭の職務上の評価能力を高めるために行われた研修であって、研修シートは、研修に参加した校長及び教頭が模擬面談を視聴し、解説を踏まえた上で校長及び教頭として注目すべき点と対処のあり方を当該仮想事例について記述するものであり、個人としての自由な内心を率直に述べることを求めるものではなく、管理職としての評価職務の一環である。

よって、本件対象文書のうち、受講者の感想、意見等に係る部分は、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係るものであることから条例第10条第1号た

だし書ハに該当し、不開示理由に該当しない。

イ 本件不開示情報の条例第10条第5号柱書き該当性について

条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができることを規定するものであると解される。

もつとも、本規定は実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。上記5（1）に述べた本条例の基本的な考え方に照らせば、公務員が職務上作成する文書は原則として開示されることを前提とすべきであり、条例第10条第5号の適用は慎重に行われるべきである。

実施機関は、研修の実施者が求めるのは、あくまで受講者の率直な意見や感想であり、それは当該研修の効果を測り、今後実施する同様の研修の企画に活用するためであつて、当該部分が開示されることにより受講者が批判等をおそれて率直な意見や感想を書かなくなり、今後行われる同種の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第10条第5号柱書きに該当するとして不開示としたと主張する。

しかしながら、本件対象文書に係る研修の受講者は、自らの担任する職務を遂行するために、校長及び教頭という「職」として注目すべき点と対処のあり方を本件対象文書に具体的に記載するのであり、その記載内容は、受講者の率直な意見や感想とは区別され、開示を前提とすると文書を作成させる趣旨が損なわれる

とは言えず、今後行われる同種の事業に影響を及ぼす蓋然性があるとは認められない。

もつとも、実施機関は、本件処分において、所属所（学校）名及び氏名を開示しており、本件対象文書が全部開示されれば、記載内容について個別に批判を受ける可能性も否定できない。しかしながら、本件開示請求の趣旨に照らせば、所属所（学校）名及び氏名の開示は必ずしも求められておらず、この可能性を不開示の理由とすることは相当でない。

したがって、本件対象文書のうち、受講者の感想、意見等に係る部分は条例第10条第5号柱書きに該当しない。

以上のことから、上記ア及びイにより、実施機関が不開示とした理由の妥当性は認められない。

(5) 条例第11条第2項の適用による開示

実施機関は、受講者の学校名及び氏名が条例第10条第1号ただし書イに該当し、公表することが慣行であることを前提として、率直な意見や感想等を開示することは事務事業上の支障があると判断し、本件処分を決定した。

条例第11条第1項は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合における実施機関の部分開示の義務の内容及び要件を規定しており、さらに同条第2項は、個人識別情報のうち、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、当該残りの部分を開示することを定めている。

本件開示請求の趣旨が、受講者の感想、意見等の開示であることに鑑みると、実施機関においては、条例第11条第2項を適用し、受講者の職員番号、所属所（学校）名、氏名といった個人識別情報を不開示とした上で、受講者の感想、意見等を開示するという、本件開示請求の趣旨に沿った開示を行うべきである。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、松村 好恵、南木 ゆう

審議の経過

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|----------------------------------|
| 令和5年 8月 4日 | 諮問(諮問第365号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理 |
| 令和5年 9月 21日 | 審議 (第二部会第172回審査会) |
| 令和5年10月19日 | 諮問庁から意見聴取及び審議 (第二部会第173回審査会) |
| 令和5年11月14日 | 審査請求人から意見陳述聴取及び審議 (第二部会第174回審査会) |
| 令和5年11月30日 | 審査請求人から意見書及び資料提出 |
| 令和5年12月19日 | 審議 (第二部会第175回審査会) |
| 令和6年 1月 26日 | 審議 (第二部会第176回審査会) |
| 令和6年 1月 26日 | 答申 |